

今春以降にわかる国内価 00万円と高額で、肺がん 1た。20日には来年度から始 んばく質の遺伝子を使う (西村圭史、大岩ゆり) し、750万円以上、1千

教えて！

成年後見制度 10 識者に聞く 利用前から意思決定の援助を

認知症高齢者500万人と言われる時代に、成年後見制度の利用者は約21万人にとどまっています。判断能力が衰えて支援が必要な高齢者が急増する状況に対応できていません。



中央大法学部教授 小賀野晶一さん
おがの・しょういち 1952年生まれ。専門は民法。一般社団法人「日本意思決定支援推進機構」理事長。著書に「民法と成年後見法」(成文堂)など。

す。成年後見制度も、「必要だ」と地域の人に思ってもらえる魅力ある制度にならなければいけません。2016年に施行された成年後見制度利用促進法に基づき改善に期待しています。

成年後見人は家庭裁判所の審判で選ばれ、ほぼ無制限の代理権を持ちます。この強い代理権を背景に支援が進められる一方、横領などの不祥事も起きています。月2万〜6万円とされる報酬も必要で、一般人が気軽に利用できる制度とは言えません。

成年後見の支援の内容は大きく二つに分かれます。ひとつは預貯金などの「財産管理」、もうひとつは医療や介護サービスの契約などの生活支援で「身上監護」と呼ばれます。

現在では、財産管理に重点が置かれています。安心して地域で暮らすため、身上監護が果たす役割はますます大きくなります。生活

を守るための身上監護が制度の本質で、そのための財産管理です。家庭裁判所と国や自治体、病院、介護事業者、金融機関などの連携も進めなければなりません。

身上監護を中心とした制度の運用改善に加えて、必要な取り組みがあります。成年後見制度は、判断能力が低下した後(事後)の支援システムです。しかし現実には多くの高齢者が、判

断能力低下がはつきりする前から、消費者被害にあったり、契約トラブルにまきこまれたりする不安を感じています。成年後見による支援の手前から援助する意思決定サポートシステムが必要なのです。